

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年12月21日告示第72号

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止、避難経路の確保等を図り、もって市民が安心して生活することができる災害に強いまちづくりを推進することを目的として、道路等に面するブロック塀等の撤去工事に係る費用に対し補助金を交付することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等をいう。）の塀をいう。
- (2) 道路 行橋市耐震促進計画に定める避難路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（公的団体又は公共的団体を除く。）をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者等」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの
- (2) 市税その他の公租公課を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が役員となっていない法人その

他の団体

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当しないもの（同項第2号及び第3号に該当するものに限る。）を補助対象者等とすることができる。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たすブロック塀等で、道路に面して設置されるもののうち、路面から高さ1メートル以上のものを全て撤去する工事とする。

- （1）別に定める診断カルテ（以下「診断カルテ」という。）による換算で40点未満のもの
- （2）その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等を撤去する工事のうち、次に掲げる要件を全て満たすものについては、市長は、その一部について補助金の交付対象とすることができる。

- （1）前項に該当するもののうち、補助対象工事完了後において、診断カルテによる換算で70点以上となるもの
- （2）補助対象工事完了後において、ブロック塀の高さが1.2メートル以下となるもの
- （3）補助対象工事完了後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内にブロック塀等が存しないもの

- 3 補助対象工事が既に他の制度による補助金の交付を受けたものであるときは、前2項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付の対象とはしない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の3分の2（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は160,000円のいずれか少ない方の額を上限とし、予算の範囲内において交付する。

- 2 1敷地あたりの補助対象工事に要する経費は、補助対象となるブロック塀等の長さ1メートルあたりに8万円を乗じた額を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者等」という。）は、補助対象工事に着手するまでに、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者等は、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者等は、補助金交付申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額等（補助の対象となる費用に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額等」という。）があり、かつ、その金額が明らかである場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適当であると認めたときは行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当であると認めたときは行橋市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の通知において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により、補助金交付決定通知書を受けた申請者等（以下「補助金交

付決定者等」という。)は、速やかに補助対象工事に着手しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金交付決定者等は、工事の全部又は一部を中止する場合においては、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(申請内容の変更)

第10条 補助金交付決定者等は、申請した内容を変更しようとするときは、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第8条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、変更しようとする内容が交付決定額の変更を伴わない軽微なものであるときは、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届(軽微な変更)(様式第6号)を市長に届け出るものとする。

(実績報告書)

第11条 補助金交付決定者等は、補助対象工事を完了したときは、完了の日から起算して30日以内の日又は当該工事を完了した年度の1月末日までのいずれか早い日までに、行橋市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第7条第2項ただし書に規定する場合で、前項の規定により完了実績報告書を提出するに当たり消費税仕入控除税額等が明らかであるときは、これを補助金の額から減額した上で申請するものとする。

3 完了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合は、消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により、市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により、完了実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、行橋市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助金交付決定者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者等は、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金交付決定者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助金交付決定者等に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分について既に補助金を交付しているときは、行橋市ブロック塀等撤

去費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第28号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月25日告示第41号）

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和5年4月25日告示第57号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。